

住民税非課税世帯等に対する 臨時特別給付金（10万円/1世帯）のご案内

受給には手続きが必要です

- 住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金（1世帯あたり10万円）は、住民税均等割非課税世帯や令和3年1月以降に新型コロナウイルス感染症の影響で家計急変のあった世帯を支援する新たな給付金です。
- 給付金を受給するためには、手続きが必要です。

給付金の支給額

1世帯あたり10万円

給付金の支給時期

室蘭市が確認書または申請書を受理した日から2～3週間後が目安です。

支給対象と申請の有無

支給対象となる世帯（いずれかにあてはまる世帯）

世帯全員の令和3年度
「住民税均等割が非課税」
の世帯

令和3年1月以降の収入が
減少し **「住民税非課税相当」**
の収入となった世帯(家計急変世帯)

室蘭市から
確認書が届きます（要返送）
※一部申請が必要な場合があります

令和3年12月10日時点で住民登録のある
市町村から確認書が送付されます。

詳しくは裏面「I」へ

申請が必要です

申請期間：令和4年2月21日（月）
～令和4年9月30日（金）

申請時点で住民登録のある市区町村に
申請してください。

【配布先】市役所本庁、蘭東支所（えきがる）、
戸籍住民課（広域センタービル）など

詳しくは裏面「II」へ

支給手続きや支給要件の詳細は裏面をご確認ください。

給付金の支給手続き

I 令和3年度住民税（均等割）が非課税の世帯

- 対象となる世帯には、室蘭市から令和4年2月18日（金）に確認書を発送します。（予定）
- 中身を確認して、室蘭市に返信してください。

令和4年5月17日（火）まで投函して下さい（消印有効）

【確認事項】

- ①記載された給付金振り込み口座番号に誤りがないか。
口座番号が空白の方は、受取口座番号を記入し、通帳の写しと本人確認証の写しの両方を添付。
- ②住民税が課税されている方の扶養親族のみの世帯ではないこと。

II 新型コロナウイルス感染症の影響で収入が減少し、世帯全員が住民税非課税相当※となった世帯(家計急変世帯)

※住民税非課税相当とは、世帯員全員のそれぞれの年収見込額（令和3年1月以降の任意の1か月収入×12倍）が市町村民税均等割非課税水準以下であることを指します。（適用される限度額は、市区町村ごとに異なりますので、下記の室蘭市担当窓口までお問い合わせ下さい。）

- 給付金を受け取るには、**申請が必要**です。
- 申請書に必要事項を記入して、添付書類とともに下記の室蘭市担当窓口へ、直接または郵送でご提出ください。

! 新型コロナウイルス感染症の影響ではない収入減少により給付を申請した場合、不正受給（詐欺罪）に問われる場合があります。

申請期間 : 令和4年2月21日（月）～令和4年9月30日（金）

申請書備付場所 : 市役所本庁舎・戸籍住民課(広域センタービル)・蘭東支所・市民会館・図書館本館
FKホールディングス生涯学習センターきらん・室蘭市社会福祉協議会



住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金の

「振り込め詐欺」や「個人情報の詐取」にご注意ください！

自宅や職場などに都道府県・市区町村や国(の職員)などをかたる不審な電話や郵便があった場合は、お住まいの市区町村や最寄りの警察署か警察相談専用電話(#9110)にご連絡ください。

お問い合わせ

内閣府住民税非課税世帯等に対する
臨時特別給付金コールセンター

 **0120-526-145**

受付時間 9:00～20:00

室蘭市「住民税非課税世帯等に対する
臨時特別給付金」担当窓口

〒051-8511 室蘭市幸町1-2

0143-25-2539

受付時間 平日9:00～17:00